

第19号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市役所

## 【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
（令和5年度横浜市地域子育て支援拠点システム構築業務委託 一式） . . . . . 2
- △ 特定調達契約の落札者等の決定 . . . . . 5

---

# 調 達 公 告

---

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
次のとおり提案書の招請を行う。

令和5年2月21日

契約事務受任者 横浜市こども青少年局長

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

### (1) 件名及び数量

令和5年度横浜市地域子育て支援拠点システム構築業務委託 一式

### (2) 業務内容

提案書作成要領による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### (4) 履行場所

原則、本業務受託者の事業所又は受託者の用意した作業拠点で実施すること。

## 2 提案者の参加資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、種目「316：コンピュータ業務」の細目「A：ソフトウェア開発・改修」及び「B：システム運用・監視」の登録を認められている者であること。

ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿に申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和5年3月3日）から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 単体企業で参加する場合、他の特定共同企業体の構成員となっていないこと。また、特定共同企業体の構成員は、単体企業として参加していないこと。

### (5) 特定共同企業体の場合の参加条件

ア 特定共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）は原則として2者以内とする。

イ 構成員は、上記（1）～（4）の条件をすべて満たすこと。

ウ 共同企業体協定書兼委任状（提案書作成要領様式2）を提出すること。また各構成員の分担業務が「共同企業体協定書兼委任状」において明らかであること。

## 3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

### (1) 申請期限

令和5年3月3日午後5時

### (2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領のとおり。

### (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）

電子メールによる。

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市こども青少年局地域子育て支援課（横浜市庁舎13階）

東・江原 電話 045(671)4157（直通）

電子メール：kd-chikoshien@city.yokohama.jp

### (4) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所

電子申請及び書類提出による。

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）

### (5) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
 横浜市子ども青少年局地域子育て支援課（横浜市庁舎13階）  
 東・江原 電話 045(671)4157（直通）

4 提案者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページ（事業者向け情報＞入札・契約）よりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/itaku/kodomo/>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和5年4月4日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
 横浜市子ども青少年局地域子育て支援課（横浜市庁舎13階）  
 東・江原 電話 045(671)4157（直通）

7 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

令和5年4月4日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類、提出方法及び提出期限

提案書作成要領のとおり

(3) 提出先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
 横浜市子ども青少年局地域子育て支援課（横浜市庁舎13階）

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

- (1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした提案書
- (3) 前項第1号に定める日時までに提出されない又は提出場所の所在地に到着しない提案書  
 ただし、配達業者の事由により到達が遅れた場合は、その証明をもって受け付けることとする。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない提案書
- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されている提案書
- (6) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている提案書
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

9 受託候補者特定のための評価基準

(1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について、個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市へ提案についての説明及び質疑応答）を行う。

(2) 受託候補者特定のための評価基準

受託候補者の特定は、次の基準により総合的な評価の上、行う。

なお、特定作業において、全ての提案が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、受託候補者の特定を行わないことがある。

ア 業務の実施方針・内容の妥当性・実現性

イ 実施体制の妥当性・実現性及び配置予定者の業務実績、経験等

- ウ 個人情報保護の取組
- エ 初期費用及び継続費用
- オ 提案者の業務実績等
- カ その他追加提案等

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経費負担  
提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い  
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 契約締結の交渉  
特定した受託者候補に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (5) 詳細は、提案書作成要領による。
- (6) 停止条件  
この提案書の提出は、令和5年度横浜市各会計予算が令和5年3月31日までに横浜市議会において可決されないときは、執行しないものとする。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Commissioned work for the construction of Yokohama City Local Child Rearing Support Center System in FY2023
- (2) Time-limit to express interests: 5:00pm, 3 March, 2023 (Japan Standard Time)
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00pm, 4 April, 2023 (Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Regional Childcare Support Division, Children and Youth Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-4157

特定調達契約の落札者等の決定  
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和5年2月21日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	普通レール (50Kg Nレール) 96本の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年12月14日	JFE商事鉄鋼建材株式会社土木建材部 東京都千代田区大手町2丁目2番1号	27,629,712	一般競争入札	令和4年11月8日	—	財政局長
2	ノートパソコン A 480台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年12月14日	富士ソフト株式会社営業本部 中区桜木町1丁目1番	61,395,840	一般競争入札	令和4年11月8日	—	財政局長
3	ノートパソコン B 480台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年12月14日	富士ソフト株式会社営業本部 中区桜木町1丁目1番	61,395,840	一般競争入札	令和4年11月8日	—	財政局長
4	ノートパソコン C 480台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年12月14日	富士ソフト株式会社営業本部 中区桜木町1丁目1番	61,395,840	一般競争入札	令和4年11月8日	—	財政局長
5	高規格救急車 1台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年12月14日	神奈川トヨタ自動車株式会社特販部 都筑区川向町880番地の1	15,994,000	一般競争入札	令和4年11月8日	—	財政局長
6	感染防止衣上着 M 5,000着ほかの購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年12月14日	晃洋商事株式会社 中区真砂町4丁目43番	83,890,169	一般競争入札	令和4年11月8日	—	財政局長